

自転車の
正しいルールを
知っているかにや？



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第7370号

自転車利用者の みなさんへ

みんなで
守ろう！

令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

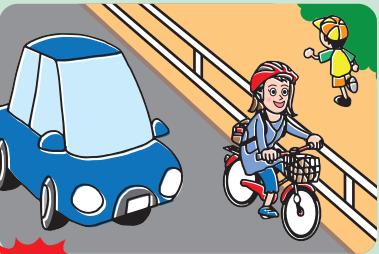


自転車安全利用五則

自転車は車のなかまです。ルールを守り安全運転を心掛けましょう！

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



注意

普通自転車(※)の運転者が13歳未満
または70歳以上の場合などには歩道
を通行することができます。

2

交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認



注意

見通しの悪い交差点では必ず徐行
して安全確認をしましょう。

3

夜間はライトを点灯



注意

夕暮れ時から早めの点灯や反射材を
着用するなどして自身の存在を知ら
せましょう。

4

飲酒運転は禁止



注意

自転車も車両です。
飲酒時に利用してはいけません。

5

ヘルメットを着用

大人も子供も自転車に乗るときはヘルメット
を着用しましょう！

ヘルメットの着用について

今まで13歳未満の子供が対象でしたが、
法律改正により全年齢が対象となります。

※令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部
を改正する法律」により、全ての自転車利用者に対して、
乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すことされ、
令和5年4月1日に施行されることとなっています。



(※) 普通自転車とは、車体の大きさや構造が一定の基準に適合する自転車で、他の車両をけん引していないものをいいます。

万が一の自転車事故に備えて、自転車保険に加入しましょう！

自転車保険の例

加害者となった自転車運転者やその保護者に、1億円近い賠償を命じた事例もあります。保険の補償内容を確認しましょう。

● TSマーク制度

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備したときに貼付されるマークで、このマークが貼付される自転車には、傷害保険及び賠償責任保険が付加されます。

| 補償内容 | 傷害補償 | 賠償責任補償 |
|------|---|--|
| | ● 死亡 ● 重度後遺障害 (1~4級) 一律 100万円 | ● 死亡 ● 重度後遺障害 (1~7級) 限度額 1億円 |
| | ● 入院加療 15日以上の 傷害 一律 10万円 | |

第二種点検整備済
TSマーク(赤マーク)



↑点検月日から1年間有効

● サイクル安心保険 ～自転車保険の例～

全日本交通安全協会の自転車
保険制度

詳細は下記を検索、
または右のQRコードから

全日本交通安全協会 自転車会員

